

一般廃棄物の最終処分場及びごみ処理施設設置者の皆様へ 本特例措置を積極的にご活用ください。

公害の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る 課税標準の特例措置（固定資産税）

特例制度の概要

本制度の利用により以下の廃棄物処理施設に係る
固定資産税の課税標準価格が変わります。

ごみ処理施設	<u>1/2</u>
一般廃棄物の最終処分場	<u>2/3</u>

特例措置なし

施
設
費



特例措置あり

施
設
費

固定資産税につい
ての課税標準とな
る価格が変わりま
す。

制度改正の概要

令和4年度税制改正大綱の通り、特例制度の対象となる施設について、以下の見直しが行われます。

	見直しの内容（令和4年4月1日から）
ごみ処理施設	適用対象を熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定する。
一般廃棄物の最終処分場	適用対象から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除外する。

（関係条文：地方税法施行規則 附則第6条第14項及び第15項）